

盛岡市公民館使用料の減額に係る社会教育関係団体等の教育長の承認に関する要綱

令和8年1月29日 教育長決裁

一部改正 令和8年3月31日 教育長決裁

(目的)

第1 この要綱は、盛岡市公民館使用料減免基準（令和8年1月28日市長決裁）第3第2項第1号の教育長の承認について、必要な事項を定めるものである。

(対象団体)

第2 盛岡市公民館使用料の減額の対象となる社会教育関係団体等（以下「対象団体」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て備えるものとする。

- (1) 社会教育活動を計画的かつ継続的に実施し、その活動の成果を広く社会に還元することが期待できること。
- (2) 団体としての規約等を有し、組織及び会員が明確に示されていること。
- (3) 財源を有し、健全に団体運営がなされていること。
- (4) 事務所を市の区域内に有すること。
- (5) 主たる活動の場が盛岡市公民館条例（昭和55年条例第21号）第2条に規定する公民館（以下「公民館」という。）であること。
- (6) 団体の会員の5人以上が成人（民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達した者をいう。以下同じ。）であり、かつ、その3分の2以上が市の区域内に住所又は勤務先を有し、かつ、同一住所の会員が3分の2以下であること。
- (7) 市民に対して、広く加入の申込みを受け付けていること。
- (8) 団体及びその活動を積極的に市民に対し周知に努め、第三者に対して団体及びその活動の紹介に応じること。
- (9) 次のいずれにも該当しない団体であること。

ア 営利を目的とする活動又はそれに類する活動を行う団体

イ 特定の政党の利害に関する活動又は公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、若しくはこれを支持しない活動を行う団体

ウ 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する活動を行う団体

エ その他公序良俗に反する事業及び行為を行う団体

(活動内容)

第3 第2第1号に規定する社会教育活動は、前年度における公民館での活動実績により確認する。ただ

し、新たに申請を行う団体については、申請日前の12月間における公民館の使用実績により確認するものとする。

2 活動の成果は、学習成果を他に活かす活動又は学習成果を公表し発表する活動により判断する。

3 対象団体は、4月1日から翌年3月31日までの間に、原則として6回以上公民館を使用した活動を行わなければならない。ただし、年度の途中で新たに承認を受けた団体においては、この限りではない。

(育成団体の活動確認)

第3の2 前条の規定にかかわらず、育成団体の活動は、盛岡市公民館条例第2条に規定する公民館が主催する講座等(以下「講座等」という。)の終了後に提出される活動計画書により確認する。

(規約)

第4 対象団体の規約等には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 団体名称
- (2) 活動目的
- (3) 活動内容
- (4) 役員
- (5) 役員任期
- (6) 会費
- (7) 会計年度

(役員)

第5 対象団体には、役員として、代表者及び会計を置かなければならない。

- 2 代表者は会計を兼ねてはならない。
- 3 代表者及び会計は、謝金を伴う講師を兼ねてはならない。
- 4 代表者及び会計は、三親等以内の親族が一人を超えて含まれてはならない。

(会員)

第6 対象団体は、会員の氏名、住所及び役職を記した名簿を備えなければならない。

- 2 会員とは、次の条件を満たす者をいう。
 - (1) 所属する団体の目的に沿った活動に定期的に参加することができる。
 - (2) 所属する団体の定めた会費を納入する。
 - (3) 所属する団体に、氏名及び住所を登録する。

(会計)

第7 対象団体は、会計年度ごとに収支決算書及び収支予算書を作成しなければならない。

- 2 運営に当たっては、著しい赤字又は著しい余剰金を生じさせないよう努めなければならない。

3 特定の個人の費用負担が大きくなならないよう努めなければならない。

(住所)

第8 対象団体の事務所の住所は、専用の事務所を有するものを除き、代表者又は事務担当者の住所にあるものとする。

(申請)

第9 対象団体は、次の書類を教育長に提出しなければならない。

- (1) 公民館使用料減額対象社会教育関係団体承認申請書
- (2) 規約等
- (3) 運営組織
- (4) 会員名簿
- (5) 活動計画書
- (6) 公民館利用実績
- (7) 公民館利用計画書
- (8) 収支決算書
- (9) 収支予算書

2 前年度に承認を受けた団体が翌年度も継続して承認を受けようとする場合においては、前項の書類のうち第3号及び第7号を省略することができる。

3 育成団体の承認を受けようとするものは、第1項第1号を育成団体承認申請書と読み替える。また、第6号及び第8号の提出は不要とする。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育部長が別に定める。

(実施期日)

第11 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。